

琉球新報 2019.05.19 琉球新報朝刊 23頁 4社 1版 写図表有 (全489字)

昭和初期に今帰仁村の百按司（むむじゃな）墓から持ち出された遺骨を保管している京都大学に遺骨の返還と損害賠償を求めた琉球遺骨返還請求訴訟の第2回口頭弁論が17日、京都地裁（増森珠美裁判長）であった。原告団によると、百按司墓と関わりがあるとされる第一尚氏の子孫として原告となった玉城毅さん（69）＝うるま市＝が意見陳述した。原告側は遺骨の保管状況を確認するため、京都大に遺骨を見せるよう求めた。

玉城さんは、夫婦で参拝してきた百按司墓から遺骨が持ち出されていたことを報道で知ったとして「わずかな遺骨の前で手を合わせることは屈辱的だ。むなしい気持ちと大きな怒りがわく」と述べた。その上で「京都大学の対応は盗人（ぬすっと）と同じだ」「先祖に祈りをささげるには遺骨が欠かせない」と返還を求めた。

京都大は遺骨持ち出しの違法性を否定し、請求の棄却を求めている。

松島泰勝原告団長（龍谷大教授）は「玉城さんの陳述は、遺骨持ち出しが子孫の了解を得ていないことを明確にした。民法上の祭祀（さいし）承継者として返還を求める意思を示したことに大きな意味がある」と話した。次回は8月30日に開かれる。

琉球新報社